研究活動における不正の対応に関する体制（東京学芸大学）

【相談窓口】
（研究・連携推進課長）
・不正行為に関する通報相談の受付

［通報者の保護］
［被通報者の保護］

通報者

i 通報の報告

【最高管理責任者】
（学長）
・研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し大学全体を統括する。
・公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じる。

ii 調査委員会の設置

iii 調査結果の報告

【調査委員会】
研究倫理統括責任者
教育研究評議会評議員
被通報者が所属する部局等の長
事務局長
案件分野に関する学外研究者
弁護士・公認会計士 など

・不正行為に関する通報案件の調査

i 通報の報告

【研究倫理統括責任者】
（研究担当副学長）
・研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する大学全体を統括する実質的な責任者
・公正な研究活動を推進するために必要な大学全体の具体的対策を講じる。
・不正行為に関する通報・調査の処理を統括

①研修計画の策定

iv 処分内容等の報告
（不正があった場合）

【資金配分機関等】
MEXT,JSPS,JST…

【研究倫理教育責任者】
（部局等の長）
・広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施し受講状況を管理監督する。

②研修内容の通知

⑤受講状況の報告

【各学系】
研究者
③受講

【教職大学院】
研究者
③受講

【各機構】
研究者
③受講

研究員
大学院生
③受講

（研究・連携推進課）
④受講状況の確認

東京学芸大学
研究・連携推進課

通報・調査
研究倫理教育